

【新型コロナ】
コロナ減収で国民年金保険料が減免できる！？

行列FP 林健太郎

By 林FP事務所

コロナ減収で 国民年金保険料の 減免措置とは？

1. 国民年金保険料減免の特例措置

- 本来の減免措置は昨年の所得で判断するが、コロナで特別に今年2月以降の任意の月で減免判断できる措置
- 特定の月の収入、経費を12倍して今年の所得とみなす（簡易な所得見込額）

2. 申請は6月までと7月以降の2回行う必要

- 7月に年度が変わるため
- 減免対象は今年2月以降分の保険料

3. 所得の計算方法、免除の基準

- 次ページ以降で説明

簡易な所得見込額の計算方法

■ 今年2月以降の任意の1ヶ月の収入から収入見込額を計算

- 事業収入、不動産収入、給与収入、公的年金等収入のみでOK。
- 収入が最も少ない月を選択？
- その月の収入x12を今年の収入見込額とする→B

■ (事業、不動産収入) 同じ月の経費から必要経費の見込額を計算

- 経費x12→C

■ (給与、公的年金等収入) 所得控除の見込額を計算

- 給与所得控除の見込み額 Bの額の給与収入分x40% (ただし最低65万円)
- 公的年金等控除の見込み額 65歳未満→70万円、65歳以上→120万円
- →D

■ 控除後の所得見込額を計算

- B-(C+D)

保険料減免の基準

■ 簡易な所得見込額が、以下の額以下

■ 全額免除

- (扶養親族等の数+1) x35万円+22万円
- 所得が単身世帯→月4.75万円、2人世帯→月7.6万円以下、3人世帯→月10.5万円、4人世帯→月13.5万円以下

■ 3/4免除

- 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

■ 半額免除

- 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

■ 1/4免除

- 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

By 林FP事務所